

退職所得控除の調整規定等の見直し

<改正のポイント>

1.趣旨・背景

退職金を受け取った場合、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1が、退職所得として累進税率により課税される。また、退職所得控除額の計算において、退職手当等を受け取った年の前年以前4年内(DC一時金(※1)の場合には19年内(※2))に他の退職手当等を受け取った場合には、勤続年数の重複排除規定が適用される。

定年の引き上げ等により、退職手当等を受け取る場合において5年前に既にDC一時金を受給しているケースも増えてきており、この場合、勤続年数の重複排除は適用されず、DC一時金及び退職手当等一時金のいずれも退職所得控除を満額利用することができる。

今回の改正は、課税の公平性の観点から、退職手当等を受け取る場合において、既にDC一時金を受給していたときは、退職所得控除の計算における勤続年数の重複排除の調整対象期間を延長するものである。

※1 DC一時金は、確定拠出年金法に基づく老齢給付金として一時に受け取るものをいう。企業型(DC)及び個人型(iDeCo)の2種類がある。

※2 2022年4月1日以後に支払いを受けるDC一時金について適用する。

2.内容

- (1)退職手当等の一時金の支払を受ける年の前年以前9年内に、DC一時金を受給している場合には、退職所得控除の計算上、勤続年数の重複排除調整の対象とする(改正前:4年内)。
- (2)退職手当等の支払者のDC一時金に係る「退職所得の受給に関する申告書」の保存期間を10年とする(改正前:7年)。
- (3)退職手当等の支払者は、退職手当等を受け取る全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長へ提出しなければならない(改正前:居住者である役員)。

<改正のポイント>

3.適用時期

- 上記2(1)、(2)については、2026(令和8)年1月1日以後にDC一時金の支払を受け、同日以後に支払を受けるべき退職手当等について適用される。
- 2(3)については、2026(令和8)年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について、適用される。
- 個人住民税についても、所要の措置が講じられる。

4.影響・対応策

- 60歳にDC一時金を受給し、65歳に退職一時金の支給を受ける場合に、重複勤続期間があったとしても勤続期間の重複排除調整は行われなかったが、改正により重複排除調整を行うことになったため、退職所得控除額が減少し、退職所得が増加することになる。
- 70歳以後に退職を予定し、退職一時金の支払を受けるライフプランを立てている場合には、60歳にDC一時金の受給を選択し、勤務期間の重複排除調整は行われず、退職所得控除を満額利用することができる。

1. 改正の趣旨・背景

退職金は、一般に長期間にわたる勤務の対価の後払いとしての性格とともに、退職後の生活の原資に充てられる性格を有している。このような退職金の性格から、退職所得については、他の所得と分離して、退職金の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1を所得金額として、累進税率により課税される。

(参考)退職所得の計算方法

$$\text{退職所得の金額} = (\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 (\text{※1})$$

退職所得控除額の計算表

勤続年数(※2)	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数(最低80万円)
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

(※1)勤続年数5年以下の役員等の退職金(特定役員退職手当等)については、2分の1課税を適用しない。

勤続年数5年以下で、かつ、役員等でない者の退職手当等(短期退職手当等)の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち、300万円を超える部分については、2分の1課税を適用しない。

(※2)勤続年数に1年未満の端数がある場合には、1年に切り上げる。

一定期間中に複数の退職手当等の支払があり、その勤続期間が重複している場合、退職所得控除額の計算において、勤続年数の重複排除規定が適用される。

DC一時金を受給した後に、退職一時金の支払を受ける場合の重複排除調整期間は、退職一時金の支払を受ける年の前年以前4年内であるが、退職一時金の支払を受けた後に、DC一時金を受給する場合の重複排除調整期間は、DC一時金を受給する年の前年以前19年内である。

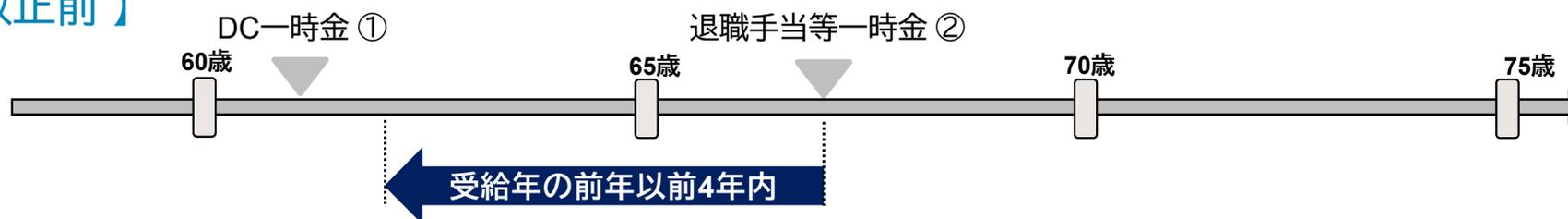
このように、受け取る時期の違いにより退職所得に課税される税額が異なることにつき、課税の公平性の観点から改正されることになり、DC一時金を受給した後に、退職一時金の支払を受ける場合における重複排除調整期間を、退職一時金の支払を受ける年の前年以前4年内から9年内に延長される。

2. 改正の内容

(1) 退職所得控除の調整規定の見直し

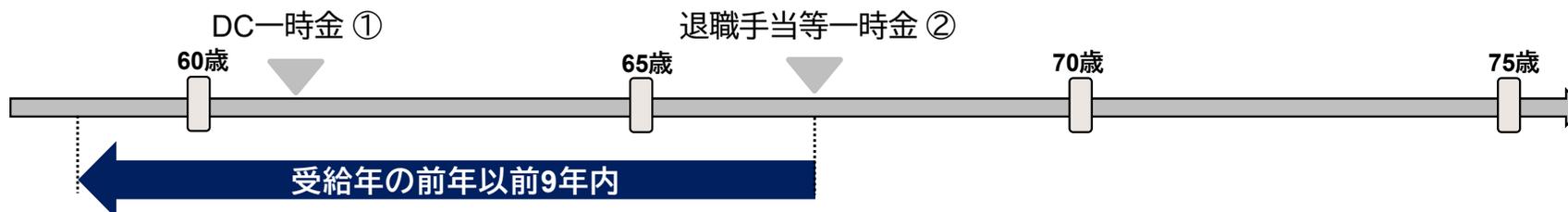
退職手当等の一時金(DC一時金を除く)の支払を受ける年の前年以前9年以内に、DC一時金を受給している場合には、退職所得控除の計算上、勤続年数の重複排除調整の対象とする(改正前:4年内)。

【改正前】



- 退職手当等一時金②の支払を受けた年の前年以前4年以内にDC一時金①を受給していないことから、退職手当等一時金②は勤続年数の重複排除調整は行わず、DC一時金①及び退職手当等一時金②のいずれも退職所得控除を満額利用できる。

【改正後】



- 退職手当等一時金②の支払を受けた年の前年以前9年以内にDC一時金①を受給していることから、退職手当等一時金②は勤続年数の重複排除調整を行い、退職所得控除を満額利用できない。

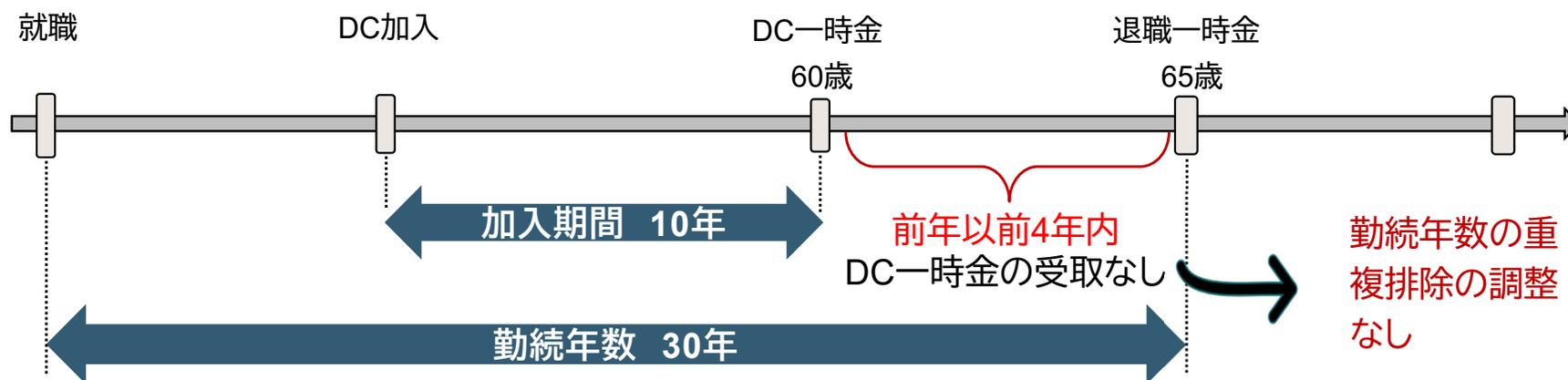
2. 改正の内容

事例の説明

【改正前】

○前提条件

- ・DC一時金：加入期間 10年、DC一時金 500万円、60歳 受取
- ・退職一時金：勤続年数 30年、退職一時金 2,500万円、65歳 受取



< DC一時金の退職所得 >

- ① 収入金額：500万円
- ② 退職所得控除額：40万円×10年=400万円
- ③ 退職所得：(①-②)×1/2=50万円

< 退職一時金の退職所得 >

- ① 収入金額：2,500万円
- ② 退職所得控除額：
800万円+70万円×(30年-20年)=1,500万円
- ③ 退職所得：(①-②)×1/2=500万円

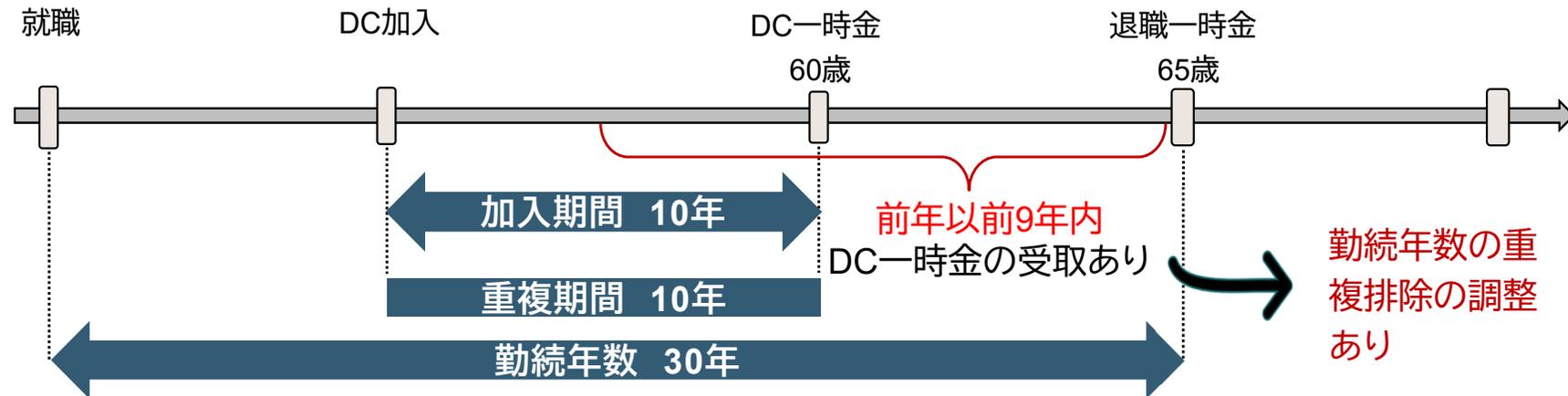
⇒ 退職一時金の受給年の前年以前4年以内にDC一時金の受給がないことから、退職一時金の退職所得控除の計算において、勤続年数の重複排除調整は行わず、退職一時金の退職所得は500万円となる。

2. 改正の内容

【改正後】

○前提条件(改正前と同じ)

- ・DC一時金：加入期間 10年、DC一時金 500万円、60歳 受取
- ・退職一時金：勤続年数 30年、退職一時金 2,500万円、65歳 受取



< DC一時金の退職所得 >

- ① 収入金額：500万円
- ② 退職所得控除額：40万円×10年=400万円
- ③ 退職所得：(①-②)×1/2=50万円

< 退職一時金の退職所得 >

- ① 収入金額：2,500万円
- ② 退職所得控除額：
 - a. 800万円+70万円×(30年-20年)=1,500万円
 - b. 重複期間に対応する控除額 40万円×10年=400万円
 - c. a-b = 1,100万円
- ③ 退職所得：(①-②)×1/2=700万円

⇒ 退職一時金の受給年の前年以前9年以内にDC一時金の受給があることから、退職一時金の退職所得控除の計算において、勤続年数の重複排除調整を行い、退職一時金の退職所得は700万円となる。

2. 改正の内容

【改正前後の税額比較】

○前提条件

- ・DC一時金：加入期間 10年、DC一時金 500万円、60歳 受取
- ・退職一時金：勤続年数 30年、退職一時金 2,500万円、65歳 受取

DC一時金	改正前	改正後
① 退職収入金額	500万円	同左
② 退職所得控除額	400万円	
③ 退職所得	50万円	
④ 税 額(※) (所得税・個人住民税)	50万円×15.105%＝約7万円	
⑤ 手取額	約493万円	

退職一時金	改正前	改正後
① 退職収入金額	2,500万円	同左
② 退職所得控除額	1,500万円	1,100万円
③ 退職所得	500万円	700万円
④ 税 額(※) (所得税・個人住民税)	500万円×30.420%－436,478円＝約108万円	700万円×33.483%－649,356円＝約169万円
⑤ 手取額	約2,392万円	約2,331万円

※税率は所得税率・個人住民税率を含んでいる。

- 改正後では、退職一時金について、勤続期間の重複排除調整により退職所得控除額が400万円減少し、退職所得が200万円増加する。従って、税額が61万円増加し、手取額が同額減少する。

2. 改正の内容

【参考（改正なし）】

2022年4月の確定拠出年金(DC)法の改正に伴い、老齢一時金(DC一時金)の受給開始時期が60歳から75歳までの間で任意に選べるようになった。この選択肢の拡充に伴い、2022年4月以後に受給するDC一時金(既に退職一時金等の支払いを受けている場合に限る)については、重複排除調整期間は19年と改正されている(改正前14年)。



- DC一時金②を受給した年の前年以前19年以内に、退職手当等一時金①の支払を受けていることから、DC一時金②は勤続年数の重複排除調整が行われ、退職所得控除を満額利用できない。

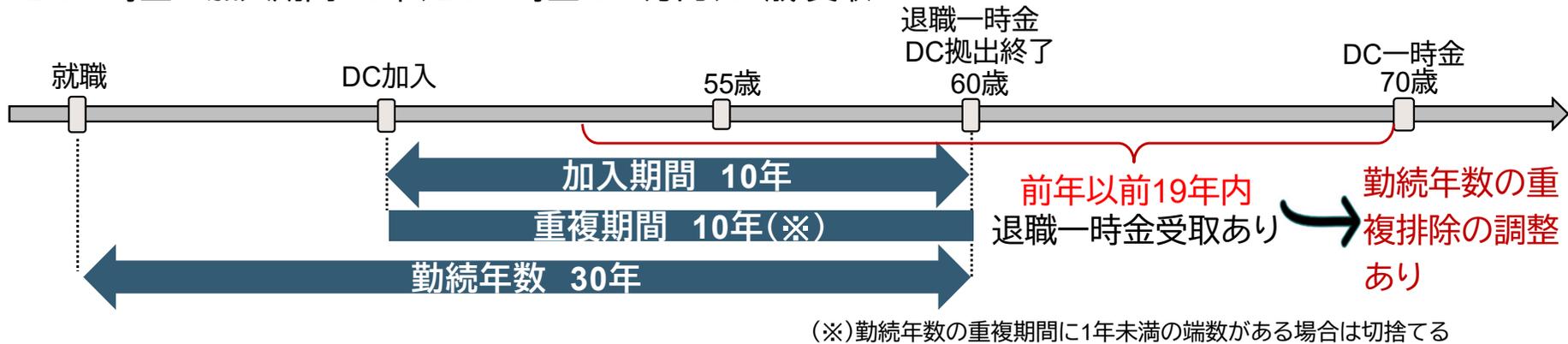
2. 改正の内容

事例の説明

【参考（改正なし）】

○前提条件

- ・退職一時金：勤続年数 30年、退職一時金 2,500万円、60歳 受取
- ・DC一時金：加入期間 10年、DC一時金 500万円、70歳 受取



< 退職一時金の退職所得 >

- ① 収入金額：2,500万円
- ② 退職所得控除額：
 $800万円 + 70万円 \times (30年 - 20年) = 1,500万円$
- ③ 退職所得： $(① - ②) \times 1/2 = 500万円$
- ④ 税 額： $③ \times 30.420\% - 436,478円 = 約108万円$
- ⑤ 手取額：約2,392万円

< DC一時金の退職所得 >

- ① 収入金額：500万円
- ② 退職所得控除額：
 - a. DC加入期間に対応する控除額 $40万円 \times 10年 = 400万円$
 - b. 重複期間に対応する控除額 $40万円 \times 10年 = 400万円$
 - c. $a - b = 0円$
- ③ 退職所得： $(① - ②) \times 1/2 = 250万円$
- ④ 税 額： $③ \times 20.210\% - 99,548円 = 約40万円$
- ⑤ 手取額：約460万円

⇒ DC一時金の受給年の前年以前19年以内に退職一時金の受給があることから、DC一時金の退職所得控除の計算において、勤続年数の重複排除調整を行い、DC一時金の退職所得は250万円となる。

2. 改正の内容

(2) 退職所得の受給に関する申告書の保存期間

退職手当等の支払者は、DC一時金に係る「退職所得の受給に関する申告書」を10年保存する(改正前:7年)。

(3) 退職所得の源泉徴収票の提出義務者

退職手当等の支払者は、退職手当等を支払を受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長へ提出しなければならない(改正前:居住者である役員)。

3. 適用時期

- ・退職所得控除の調整規定の見直しおよび退職所得の受給に関する申告書の保存期間については、2026(令和8)年1月1日以後にDC一時金の支払いを受け、同日以後に支払を受けるべき退職手当等について適用される。
- ・退職所得の源泉徴収票の提出義務者については、2026(令和8)年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について、適用される。

4. 影響・対応策

- ・60歳にDC一時金を受給し、65歳に退職一時金の支給を受ける場合に、重複勤続期間があったとしても勤続期間の重複排除調整は行われなかったが、改正により重複排除調整を行うことになったため、退職所得控除額が減少し、退職所得が増加することになる。
- ・70歳以後に退職を予定し、退職一時金の支払を受けるライフプランを立てている場合には、60歳にDC一時金の受給を選択し、勤務期間の重複排除調整は行われず、退職所得控除を満額利用することができる。
- ・DCを受け取る方法は、一時金で受け取る方法のほかに、年金で受け取る方法と一時金と年金の組み合わせで受け取る方法がある。改正による退職所得控除額の影響によっては、DCを年金で受け取る方法を選択する可能性もあるが、雑所得の計上により社会保険料の負担が高くなる可能性があるため、留意が必要である。